

令和4年(ワ)第449号
航空法73条の4第5項、運送約款第14条第1項に基づく降機等命令取消等請
求事件

原告 谷本 誠 一
被告 釧路方面釧路警察署 外1名

答 弁 書

令和4年10月28日

広島地方裁判所民事第3部合3ア係 御中

(送達先) 〒060-0042 札幌市中央区大通西15丁目 大通西ビル3階
齋藤祐三法律事務所
TEL011-641-0433 FAX011-641-0466

被告釧路方面釧路警察署訴訟代理人

弁護士 齋藤

隆

広



第1 本案前の申立

1 申立の趣旨

- (1) 原告の被告釧路警察署に対する訴えを却下する。
- (2) 訴訟費用のうち被告釧路警察署に対するものは原告の負担とする。
との判決を求めらる。

2 申立の理由

被告釧路警察署（なお、「釧路方面釧路警察署」というのが正しい。以下、単に「釧路警察署」という。）は、そもそも当事者能力を有せず、本件訴えは不合法であり、却下を免れない。

その理由は、以下のとおりである。

- (1) 原告は、令和4年7月21日付けの訴状訂正申立書の当事者目録において、被告を「釧路警察書 代表者 藤原陸実」と記載し、「第一 当事者」の項目で被告を「釧路空港に派出所を設置し」ている「釧路警察署」と記載し（同3枚目）、「二 被告釧路警察署とAERDOとの実質的共謀」（注：「AERDO」は原文のまま、以下も同じ。）の項目でも「被告釧路警察書は釧路空港での事件を扱う派出所を有しており、本件では、AERDOの依頼を受けて警察官を航空機内に派遣した」と記載する（同10枚目）ほか、同書の他の部分においても、被告が「釧路警察署」であるとしている。

以上の記載からすると、原告は、被告を釧路警察署として国賠法1条1項に基づき金員を支払うように求めているものと解さざるを得ない。

- (2) 国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行ううについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定しているところ、同項に基づく賠償責任の主体は「国又は公共団体」であるが、釧路警察署は行政官署であるから、民事訴訟法上の当事者能力を有しない（**疎丙1**、**疎丙2**）。つまり、警察署は、都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会

の管理下に都道府県の区域を分けて置かれて置かれている下部組織であり（警察法38条1項，同法38条3号，同法53条1），行政官署に過ぎず，権利義務の主体とはならないのである（同種事例として，東京地裁令和3年3月12日判決、**疎丙3**）。

(3) したがって，釧路警察署は，民事訴訟法上の当事者能力がないから，同署を被告とした原告の訴えは不適法であり，却下を免れない。

第2 本案に対する答弁

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の被告釧路警察署に対する請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用のうち被告釧路警察署に対するものは原告の負担とする。
との判決を求めらる。

2 請求の原因に対する認否及び答弁

請求の原因に対する認否及び答弁は，本案前の申立に対する裁判所の判断が示されるまで，留保することとしたい。

添付書類（正本のみ）

1 委任状 1通

以上